

平野塚穴山古墳の謎(下)

塚口義信

被葬者は茅渟王か？――

今から二十七年ほど前の昭和四十七（一九七二）年三月、日本人たちがその美しさに驚き、そして歓喜の声をあげた、ある出来事がありました。それは、高松塚古墳（奈良県高市郡明日香村）の発掘による極彩色壁画の発見です。人びとは、この“世紀の大発見”に、われさきにと飛鳥に駆けつけ、日本中が興奮の渦に巻き込まれました。

しかし、わが香芝市に、この高松塚古墳と比較しても決して遜色のない、すばらしい古墳のあることを知る人は、意外に少ないようです。それは、平野字塚ノ段に所在する、平野塚穴山古墳です。この古墳には壁画は描かれておりませんが、その被葬者は高松塚古墳よりも、さらにランクの高い人であったことが推測されます。たとえば、棺ひとつを例にとってみても、高松塚古墳のそれが漆塗木棺（木に漆を塗って作った棺で、木芯乾漆棺ともいいます）であるのに対し、平野塚穴山古墳のそれは、当時において最高級の棺といわれる夾紵棺（布を漆ではり固めて作った棺）です。では、いったい、その夾紵棺の主はだれだったのでしょうか。



上空から見た平野塚穴山古墳（写真中央）

平野塚穴山古墳と いわゆる大化の薄葬令

平野塚穴山古墳を茅渟王の奥津城（墓）と考える第五の根拠は、石槨の規模が、いわゆる大化の薄葬令（以下、「薄葬令」と略記）の規定を大幅に上回っていることです。

『日本書紀』（七二〇年成立）によると、孝徳天皇大化二（六四六）年三月甲申（二十二日）に、身分に応じて墓の大きさなどを規制した「薄葬令」と仮称されている法令（詔）が發布されました。この法令は、推古十一（六〇三）年に制定されたわが国最古の冠位の制である「冠位十二階の制」の上に「王」（王族）、「上臣」（左大臣・右大臣クラス）を置き、それによつて墓の大きさ、役夫の人数、力役の日数、葬具などを規定したものです。

たとえば、王以上の墓であれば、内部施設棺を納める施設の内法の長さは九尺、幅は五尺〇四尺、外部施設（墳丘部）は方九尋〇七尋、高さ五尋〇三尋、役夫は千人まで使えるが、力役は一人につき七日まで、といった具合です。それを表にすると、

表1 「大化の薄葬令」による墳墓の規制表（一部）

		(B)		(A)	
		内部施設	葬具	外部施設	内部施設
王以上	長二・七〇 高二・五〇 潤一・五〇	方九尋 高五尋	千一人 七〇日	帷帳〔埋葬時白布 葬儀般白布〕 輜車	王以上
上臣	上に准ず	方七尋 高五尋	五百人 五〇日	同	上臣
下臣	上に准ず	方五尋半 高二尋半	二百五十人 三〇日	同	下臣
大仁・小仁	長二・七〇 高二・二〇 潤一・二〇	方五尋 高四尋	百人 一〇日	同	大仁・小仁
大礼・小智	大仁に准ず	大仁に准ず	五十人 一〇日	同	大仁に准ず
庶民	（地に収め埋む）	収埋於地	鹿布	（一日莫停）	庶民

（注）尺は唐尺（一尺＝約三〇センチメートル）にゆかりのあるものとして計算しています。（単位はメートル）

表1の(A)のようになります。
ところで、この「薄葬令」については、当時、実際にこのような法令が發布されたのではなく、のちの時代の造作ではないかとする説があります。しかし、はやく関見氏が論ぜられたように、おそらくそのような説は成り立たないといつてよいでしょう。関氏は詔文の信憑性の問題について詳細に

検討し、「文章の構成や表現については『書紀』編者の作為や潤色を加えられている可能性が大きいので、詔文をそのまま事実として受け取ることにはできないが、規定の具体的内容を述べている部分（表1の(A)）については、大化当時の原史料に基づいて書かれている可能性が強い」と述べておられます。



鬼の俎・雪隠古墳の横口式石槨復元図
(奈良国立文化財研究所飛鳥資料館『飛鳥時代の古墳』より)



鬼の雪隠 (所蔵:宮内庁)



鬼の俎 (所蔵:宮内庁)

表2 横口式石槨墳一覧表

	古墳名	所在地	墳形	石槨部 (内法／単位:m)			
				長 さ	幅	高 さ	備 考
1	天武・持統陵古墳	奈良県高市郡明日香村	八 角 墳	4.600	2.800	2.400	
2	束明神古墳	奈良県高市郡高取町	八 角 墳 ？	3.060	2.120	1.270	
3	平野塚穴山古墳	奈良県香芝市	方 墳	3.050	1.500	1.760	
4	牽牛子塚古墳	奈良県高市郡明日香村	八 角 墳 ？	2.090/2.120	1.190/1.090	1.260/1.230	東石槨/西石槨
5	鬼の俎・雪隠古墳	奈良県高市郡明日香村	不 明	2.790	1.540	1.300	
6	マルコ山古墳	奈良県高市郡明日香村	円 墳	2.719	1.285	1.433	
7	高松塚古墳	奈良県高市郡明日香村	円 墳	2.655	1.035	1.134	
8	石のカラト古墳	奈良県奈良市山陵町	上円下方墳	2.600	1.040	1.065	
9	キトラ古墳	奈良県高市郡明日香村	円 墳	2.600			
10	阿武山古墳	大阪府高槻市	円 墳	2.575	1.100	1.190	
11	鉢伏山西峰古墳	大阪府羽曳野市	円 墳 ？	2.430	0.800	0.560	
12	塚廻古墳	大阪府南河内郡河南町	円 墳	2.400	1.320	1.320	
13	雁多尾畑古墳	大阪府柏原市	不 明	2.385	0.795	0.700	
14	アカハゲ古墳	大阪府南河内郡河南町	円 墳	2.300	1.500	1.200	
15	御坊山3号墳	奈良県生駒郡斑鳩町	円 墳	2.250	0.710	0.525	
16	寺崎白壁塚古墳	奈良県高市郡高取町	方 墳	2.240	1.100	0.900	
17	御嶺山古墳	大阪府南河内郡太子町	円 墳	2.220	1.450	1.810	
18	小口山古墳	大阪府羽曳野市	円 墳	2.130	0.870	0.633	
19	平野3号古墳	奈良県香芝市	不 明	2.120	1.060	0.880	推 定
20	春日古墳	大阪府南河内郡太子町	不 明	2.120	0.800	0.840	
21	鉢伏山南峰古墳	大阪府羽曳野市	円 墳 ？	2.120	0.710	0.660	
22	ボージ1号墳	奈良県生駒郡三郷町	方 墳	2.120	0.600		
23	藤池南古墳	大阪府羽曳野市	不 明	2.100	0.900	0.900	
24	巨勢山323号墳	奈良県御所市	方 墳	2.100	0.900	0.790	
25	勘定山古墳	奈良県五條市	円 墳	2.100	0.740	0.420	
26	ヒチンジョ池西古墳	大阪府羽曳野市	不 明	2.040	1.030	0.950	
27	観音塚西古墳	大阪府羽曳野市	不 明	2.020	0.860	0.620	
28	獄山古墳	奈良県宇陀郡榛原町	方 墳	2.000	1.200	0.960	
29	上山2号墳	奈良県生駒郡平群町	方 墳	2.000	1.000	0.700	
30	平野大塚34-8号墳	大阪府柏原市	不 明	1.970	0.860	0.900	
31	白木古墳	大阪府南河内郡河南町	円 墳	1.950	0.900	0.910	
32	観音塚古墳	大阪府羽曳野市	円 墳	1.920	0.960	0.780	
33	平尾山102号墳	大阪府柏原市	不 明	1.920	0.760	1.000	
34	仏陀寺古墳	大阪府南河内郡太子町	方 墳	1.920			
35	観音塚上古墳	大阪府羽曳野市	円 墳	1.900	0.830		
36	オーコー8号墳	大阪府羽曳野市	円 墳	1.900	0.764	0.600	
37	花山西塚古墳	奈良県桜井市	不 明	1.900	0.700	0.900	
38	竜王山89号墳	奈良県天理市	円 墳	1.880	0.880	0.700	
39	お亀石古墳	大阪府富田林市	円 墳	1.820	0.750	0.850	
40	松井塚古墳	大阪府南河内郡太子町	方 墳 ？	1.820	0.750	0.630	
41	平尾山西峯古墳	大阪府柏原市	不 明	1.808	0.850	0.440	
42	石宝殿古墳	大阪府寝屋川市	八 角 墳	1.790	0.980	0.670	
43	石川古墳	奈良県御所市	円 墳	1.700	0.960		
44	宮前山古墳	大阪府富田林市	不 明	1.690	0.650	0.640	
45	徳楽山古墳	大阪府羽曳野市	不 明	1.650	0.600	0.390	
46	兵家古墳	奈良県北葛城郡當麻町	方 墳 ？	1.490	0.995	0.640	
47	寺口2号墳	奈良県北葛城郡新庄町	不 明	1.080	0.580	0.300	
48	中尾山古墳	奈良県高市郡明日香村	八 角 墳	0.930	0.900	0.870	
49	鳥谷口古墳	奈良県北葛城郡當麻町	方 墳	0.660	1.580	0.710	

(備考) 本表は、畿内及び畿内周辺部に分布している横口式石槨墳のなかで、石槨部の規模が明らかであるものだけを対象としている。

規定している部分については、大化当時の
原史料が残存していて、それに基づいて記
されていると考えてよいと思われます。
では、この規定は、実際に施行されてい
たのでしょうか。作られただけで、実際に
は発布されなかった、ということもあり得
るからです。しかし、この懸念は、いっさい

不要だと思われます。なぜなら、「薄葬令」
の規定に合致する古墳が実在しているか
らです。
網干善教氏の研究によれば、奈良県高
市郡明日香村野口に所在する鬼の俎・雪
隠(厠)と称せられている横口式石槨の内
法の寸法は、唐尺(唐大尺、一尺Ⅲ三〇セ

ンチメートル弱)で、ほぼ長さ九尺、幅五尺
となり、「薄葬令」の王以上の規定に一致
しているとのことです(表1の(B)を参照)。
当時の尺度は今日のように正確なもので
はなく、多少の誤差はこれを認めねばなり
ませんので、氏の見解は妥当だと思います。
また、松井塚古墳(大阪府南河内郡太

平野塚穴山古墳の謎―被葬者は茅渟王か？

子町）や宮前山古墳も、「薄葬令」の王以上の規定に基づいて規格されてる可能性が強いといわれています。

このように、「薄葬令」に合致する古墳が実在しているのです。したがって、この法令はたしかに実施されていた、とみなければなりません。では、この法令はいつたい、どの程度、守られていたのでしょうか。ここでは判定の材料を、七世紀以降に築造されたと考えられている横口式石槨墳に限定して、考察を加えてみたいと思います。

ただし、役夫の人数や力役の日数などは、今となつては確かめようがありません。また、そもそも「尋」の長さが不明であるし、外部施設の規模も、墳丘が崩れたり、削り取られたりしているものが多くて、確実な寸法が得られないだけでなく、どこからどこまでが「薄葬令」に規定されている「高」に当たるのか、厳密に言えば、これもよくわかりません。そこで、内部施設の規模が明らかで、かつ、「薄葬令」が確実に実施されていたと考えられる畿内（京都府および兵庫県の一部と奈良県・大阪府）および畿内周辺部に所在する横口式石槨墳に限定して、一覧表を作成してみました。その結果が表2です。

なお、横口式石槨墳とは、底石または台石を敷いたのちに棺を納める施設を構築する、といった方法（底石先置法）を用い、しかも、その棺を納置する施設が小さくて槨状、すなわち棺を入れる外箱状のようになっているものを、このように称して

います。

さて、表2のなかで、「薄葬令」の規定を超えている古墳はいつたい、何基あるでしょうか。調べてみると、それは1・2・3・4の、わずかに四基にすぎないことがわかります。玄室部の規模に関する限り、この四基以外の古墳はすべて、「薄葬令」の規定を遵守しているのです。

このようにして、目に触れることの少ない玄室部の規定がよく守られていたとすると、他の規定もまた守られていた可能性が強い、と考えねばなりません。しかし、それにしても、右記の四基は、なぜ「薄葬令」に違反しているのでしょうか。

古代中国の皇帝がそうであったように、日本の天皇の場合もまた、このような法令の規制は受けなかったと考えられます。そうだとすると、1は天武陵、4は斉明陵である可能性の強い古墳であり、また、2は、のちに「岡宮御宇天皇」の尊号を奉られた草壁皇子の奥津城である可能性が強いと考えられますから、これらはすべて、例外的な古墳として、考察の対象から除外されるべきものと思われれます。

してみると、「薄葬令」の規定に違反しているのは、3の平野塚穴山古墳、ただ一基だけということになります。

しかしながら、ひるがえつて考えてみると、そもそも七世紀中葉以降に築造された横口式石槨の古墳は、当時、政府内で対立していた孝徳天皇・左大臣阿倍倉梯麻呂・右大臣蘇我倉山田石川麻呂らの中

心とする一派の反対を押し切つて「薄葬令」を發布した、中大兄皇子・皇祖母尊（皇極上皇）派によつて採用された新しい墓制でした。平野塚穴山古墳以外の横口式石槨墳がすべて「薄葬令」の規定を守っているのもそのためであつて、これは「薄葬令」発布派の行動としては、しごく当然のことであつたのです。では、平野塚穴山古墳のみ、なぜ「薄葬令」に違反したのでしょうか。

ここで参考となるのが、例外的な古墳として除外した前記の三つの横口式石槨墳です。それらはいずれも超法規的な措置によつて「薄葬令」とは関わりなく

造られた特殊な古墳であつたわけですが、平野塚穴山古墳もまた、それらと同じことがいえるのではないのでしょうか。

もしこの推測に誤りなしとすれば、七世紀半ばすぎの香芝市平野の地において、例外的な古墳を築き得るのは、茅渟王において、ほかには考えられません。茅渟王は皇極・孝徳両天皇の父、したがつて天智・天武両天皇の祖父に当たるといふ重要人物ですから、彼の奥津城が超法規的な措置によつて「薄葬令」の規定に関わりなく造られたとしても、何ら不思議なことではな

表3 漆塗棺一覧表

種 類	古 墳 名	所 在 地
夾 紵 棺	天武・持統陵古墳(野口王墓古墳)	奈良県高市郡明日香村
	牽牛子塚古墳	奈良県高市郡明日香村
	平野塚穴山古墳	奈良県香芝市
	聖徳太子墓(叡福寺北古墳)	大阪府南河内郡太子町
	阿武山古墳	大阪府高槻市
	八幡山古墳？	埼玉県行田市
	安福寺蔵品	大阪府柏原市
漆 塗 木 棺 (木芯乾漆棺)	石のカタト古墳	奈良県奈良市山陵町
	高松塚古墳	奈良県高市郡明日香村
	マルコ山古墳	奈良県高市郡明日香村
	束明神古墳	奈良県高市郡高取町
	御嶺山古墳	大阪府南河内郡太子町
	初田2号墳	大阪府茨木市
	岩内1号墳	和歌山県御坊市
	八幡山古墳	埼玉県行田市
漆 塗 籠 棺 (藍胎棺)	平野塚穴山古墳	奈良県香芝市
	ア力ハゲ古墳	大阪府南河内郡河南町
	塚廻古墳	大阪府南河内郡河南町
漆 塗 陶 棺	御坊山3号墳	奈良県生駒郡斑鳩町
漆 塗 石 棺	菖蒲池古墳	奈良県橿原市

これを要するに、「薄葬令」との関わりから考えても、平野塚穴山古墳は茅渟王の奥津城とするにふさわしい古墳であるといえるのです。

平野塚穴山古墳と 夾紵棺

平野塚穴山古墳を茅渟王の奥津城と考える第六の根拠は、そのなかに、夾紵棺（布を漆ではり固めて作った棺）と漆塗籠棺（組紐を芯にして、そこに漆を幾重にも塗って作った棺で、藍胎棺ともいいます）が納めら

表4 身分による髻花の規制表

髻花		
	王	以上
金	上	臣
同	上	臣
上	同	上
同	上	臣
豹の尾	大仁・小仁	
鳥の尾	大礼・小智	
	庶民	

れていたことです。

棺に漆を用いたいわゆる漆塗棺は、七世紀代前後の時期に限定してみると、この平野塚穴山古墳の二例を含め、全国でもまだ二〇例ぐらしか確認されていません（表3を参照）。

ところが、ここで興味深いことは、その二〇例のなかに、「薄葬令」の「下臣」（大徳・小徳および議政官として政治に参画して



『阿不幾乃山陵記』より復原した天武天皇の夾紵棺と持統女帝の骨壺（奈良国立文化財研究所飛鳥資料館蔵）

いた大夫クラス）以上のクラスに該当する古墳が、かなり含まれていることです。すなわち、天武・持統陵古墳、牽牛子塚古墳、平野塚穴山古墳、マルコ山古墳、東明神古墳、御嶺山古墳、アカハゲ古墳、塚廻古墳の八基がそれであり、「下臣」以上のクラスの玄室部をもつ古墳で、表3に見えないのは、鬼の俎・雪隠（厠）古墳、ただ一基だけです。しかし、この古墳は発見当初より遺物が全く残っていなかったたので、ここでは除いて考えるべきです。してみると、「下臣」以上のクラスの古墳にはすべて、漆塗棺が納められていたということになります。つまり、横口式石槨墳の玄室規模に関する限り、「下臣」以上のクラスと漆塗棺とは明らかに対応関係を示しているのです。これは決して偶然ではなく、「下臣」以上の身分でなければ漆塗棺を使用できなかったことを示していると同時に、当時、「薄葬令」がかなりよく守られていたことを物語っているといつてよいでしょう。なお、このことから逆に、鬼の俎・雪隠（厠）古墳にもまた、本来、漆塗棺が納められていた可能性が強いといえます。

ちなみに、「下臣」以上のクラスは墳丘を築くことのできる階層です（表1の（A）を参照）が、表4によると、髻花（冠に

挿す装飾品）に“金”を使用することのできる階層でもありました。「下臣」以上と「大仁」以下との間には、歴然たる階層の違いがあったということになります。

このようにみてまいりますと、漆塗棺のなかでも最高級の棺といわれる夾紵棺を出土している平野塚穴山古墳は、よほど身分の高い人物の奥津城であったと考えられねばなりません。しかりとすれば、この地域で、これほどの古墳に葬られる人物は、茅渟王をおいてほかには考えられないでしょう。

天武・持統陵古墳との 類似性

平野塚穴山古墳を茅渟王の奥津城と考える七つ目の根拠として、天武・持統陵古墳（持統天皇は追葬なので、正確には天武陵古墳。『延喜式』には檜隈大内陵と記されています）との類似性を挙げておきたいと思います。

もちろん、天武・持統陵古墳は天皇陵ですから、正式な発掘調査が行われたわけではありません。しかし、鎌倉時代の嘉禎元（一二三五）年、陵内に泥棒が入り、そのとき陵内を見に集まった者のひとりが、

『阿不幾乃山陵記』という実見記を著しています。周知のとおり、日本の古墳はそのほとんどが盗掘を受けており、この天武・持統陵古墳も、決してその例外ではなかったわけです。

それはともかく、秋山日出雄氏は、この『阿不幾乃山陵記』を分析して、その陵内の様子を図1のように推測しておられます。いま、その想定図と平野塚穴山古墳の石槨実測図とを比較してみると、これがなんと、両者には類似する点が多々見受けられるのです。この類似性について、北垣聰一郎氏は「平野塚穴山古墳は、まさに天武・持統陵の縮小型だと位置づけることができる」とまで言い切っておられます。果たして、そこまで言い切ることができるかどうか、

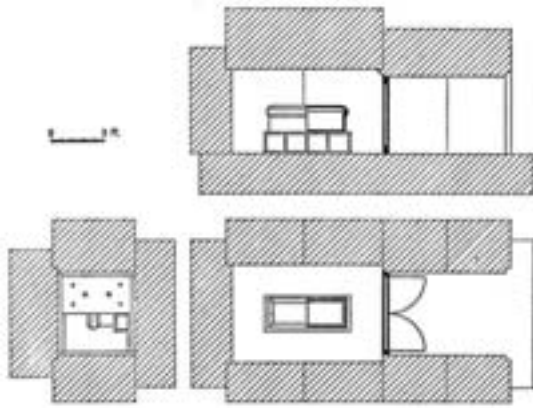


図1 天武・持統陵古墳の石槨想定図(秋山日出雄氏による)

なおよく考えてみたいと思いますが、仮に氏のいわれるとおりだとすると、平野塚穴山古墳は古代天皇制華やかかなりし時代に造られた天皇陵に影響を与えているほどの古墳ですから、当然のことながら、その被葬者はいったいだれなのか、ということが問題となつてこざるをえません。

そこで、いま、その被葬者を茅渟王だと仮定してみましょう。すると、以上の疑問もただちに氷解します。茅渟王は天武天皇の祖父に当たる人ですから、祖父の墓が孫の墓に影響を与えたとしても、何ら不思議なことではないからです。というより、ごく自然なこととして、これを了解しなければならぬでしょう。しかしながら、もし平野塚穴山古墳が他の豪族の墓だとすると、これはかなり大きな問題で、あらためて、この古墳の被葬者について問い直さねばならぬことになるでしょう。

これを要するに、天武・持統陵古墳との類似性から考えても、平野塚穴山古墳は茅渟王の奥津城である可能性が強いといえるのです。

平野塚穴山古墳の 特殊性と茅渟王

八つ目の論拠として、五、六番目の論拠とやや重複しますが、平野塚穴山古墳の特殊性は族制上における茅渟王の立場をよく表している、という点を挙げておきたいと思っています。

律令国家の基本法典の一つである『養老令』(巻第九 喪葬令・第廿六)は喪の期間について、次のように規定しています。

凡服紀者。為君。父母。及夫。本主。一年。祖父。養父母。五月。曾祖。父母。外祖。父母。伯叔。姑。妻。兄弟。姉妹。夫之。父母。嫡子。三月。高祖。父母。舅。姨。嫡母。繼母。繼父。同居。異父。兄弟。姉妹。衆子。嫡孫。二月。衆孫。從父。兄弟。姉妹。兄弟子。七日。

これによると、家族のなかでは父母と夫の喪に服す期間が最も長く、ともに一年、そして外祖父や伯叔の場合は妻や兄弟姉妹・嫡子と同じで、ともに三ヶ月となっています。つまり奈良時代の社会では、父母や夫はもちろんのことですが、外祖父や伯叔の喪もたいへん重んぜられていたわけです。おそらく七世紀の社会においても、これとよく似た状況であったと考えられます。

また、『日本書紀』によると、押坂彦人大兄皇子・糠手姫皇女・吉備姫王・皇極天皇がそれぞれ、「皇祖大兄」・「嶋皇祖母命」・「吉備嶋皇祖母命」・「皇祖母尊」の尊称で呼ばれていたことが知られます。茅渟王については記録がないのですが、このようにして押坂彦人大兄皇子系の王族たちがこぞ、尊称を奉られていることから推測すると、茅渟王もまた同様の立場にあつたのではないかと考えられます。

そこで、いま仮に、平野塚穴山古墳の被葬者を茅渟王であつたとしてみましょう。

すると、茅渟王は孝徳・斉明(皇極)両天皇の父であり、また天智・天武両天皇にとつては外祖父に当たり、かつオジに当たるという重要人物ですから、いずれの天皇の時代に亡くなったとしても、その遺体は特に手厚く葬られたはずで。

このようにみえますと、平野塚穴山古墳が超法規的な措置によつて造られたきわめて特殊な古墳であり、また夾紵棺という最高級の棺が用いられている理由も、難なく理解することができます。七世紀後半の天皇から特別な待遇を受けていたと推測される茅渟王の奥津城が「片岡の葦田」に営まれたと記されていることと、これまた七世紀後半の片岡の葦田にファーストクラスの古墳が存在していることは、決して単なる偶然の一致に帰すべきではあるまいと思います。

平野塚穴山古墳は 単葬墓か

いままで私は、夾紵片と藍胎片が検出されていることから、平野塚穴山古墳には夾紵棺と藍胎棺の二種類の棺が納められていたのではないかと推測のもとに論を進めてきました。しかし、学界では一棺であつたとする認識がむしろ一般的であり、管見の及ぶ範囲では、二棺の存在を推測している研究者はごく少数にすぎません。

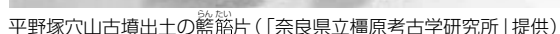
一棺とする認識が一般化したのは、調査担当者が一棺とされたことに基づいてい

[illegible]

「平野塚穴山古墳の漆片は、夾紵と藍
 箆片があり、夾紵には、厚さ約四cmの工字
 形をした箱状の底辺を示す破片がある。
 藍箆にも蛇腹巻きの端部を示す箇所が
 あり、二棺の存在を予測させる。さらに、
 棺台幅は二二〇cmあって、通常の漆棺幅五

「平野塚穴山古墳の棺は、墓室と棺の寸法から一棺の単埋葬であるとしたが、

さらに飛鳥時代の石棺式石室から出



平野塚穴山古墳の謎―被葬者は茅渟王か？

土する遺物は、前代までの古墳の副葬品とは異なり、極めて数量的には簡略化されている。高松塚古墳、アカハゲ古墳、御坊山三号墳の調査によって垣間見ることができ、副葬品の実態からみれば、むしろ藍胎は棺として関連づけられよう。」

「これまでの推定を要約すると、平野塚穴山古墳出土漆棺は一棺であり、二種類の技法で棺を構成されている。全体の寸法は長さ一七七cm、幅六〇cm、高さ五五cm程度ではないかと考える。具体的な問題は、今後類例の出土を待たねばならない。」

ずい分思案された跡が見受けられ、また、やや難解な箇所もありますが、その根拠は要するに、石棺式石室（横口式石槨）は横穴室石室とは異なり、もともと一棺の単葬墓として造営されたものであるから、この場合も一棺であつたとみるのが妥当である、という点に尽きるといってよいでしょう。

しかしながら、この横口式石槨がもともと単葬墓として造営されたものであつたとしても、文中にもみられるごとく、石槨の玄室部には二棺分を納めるだけの充分なスペースがあり、しかも、検出された夾紵片と藍胎片は納置されていた棺が二棺であつたことを暗に示しているのです。とすると、この古墳の被葬者は一人ではなく、二人であつたとみたほうが、はるかに合理的ではないでしょうか。

元来、横口式石槨という型式は単葬を目的として考案された埋葬施設だと思われ、ますが、なかにはこのような例外的な事

例も存在するのであつて、今後、こうした点については充分留意される必要があるでしょう。

むすび

先学の研究に導かれながら平野塚穴山古墳の被葬者について考察を加えてきましたが、私の得た結論は要するに、古墳

の被葬者は茅渟王と考えるのが至当であるということ、および、この古墳には茅渟王以外の人物も埋葬されていた可能性が強いということ、以上の二点です。論じ残した点も少なくありませんが、もはや与えられた紙幅も尽きてしまいましたので、それらについては他日を期すことにしたいと思います。浅学ゆえ、思わぬ誤りを犯している箇所があるかもしれませんが、ご批評を賜うことができれば幸いです。



平野塚穴山古墳石槨内部（奥壁底部幅150.0cm）

【注】

(1) 関見「大化のいわゆる薄葬制について」『古代史談話会編「古墳とその時代」(二)、所収一九五八年。
(2) 網干善教「大化二年三月甲申詔に見る墳墓の規制について」森浩一編『論集 終末期古墳』所収、一九七三年。

(3) 大阪府教育委員会『松井塚古墳調査概要』(一九五八年)、坪井清足『墓制の変貌』(『世界考古学大系』四、所収、一九七六年)、堀田啓二『西日本における横口式石棺の古墳について』(『先史学研究』第五号、一九六五年)などを参照。

(4) ちなみに、規定の下限が守られていたかどうかという問題については、権威や権力を可能な限り誇示しようとする風潮のあつた時代であり、かつ、役夫や葬具は政府から支給されるものであつたから、上限が守られていたとすると、下限もまた守られていた可能性が強いと考えられねばならないと思います。

(5) 塚口義信「大化の新政府と横口式石槨墳」(『古代学研究』第一三二号、一九九五年)、同「終末期古墳の被葬者を解くカギ」(『寝屋川市教育委員会編「石宝殿古墳の謎に迫る」』所収、一九九七年)などを参照。

(6) 秋山日出雄「棺限大内陵の石室構造」(『檀原考古学研究』所編『檀原考古学研究論集』第五、所収、一九七九年)。

(7) 北垣聰一郎「いわゆる終末期石槨古墳の構造的変遷について」(『末永先生米壽記念会編「末永先生米壽記念 獻呈論文集」』乾、所収、一九八五年)念のために申し添えますが、私は天武・持統陵古墳よりも平野塚穴山古墳のほうが先に築造されたと考えています。

(9) 大宝令(七〇一年制定、翌年実施)の規定も、これとほぼ同じ内容のものであつたと考えられています。

(10) 弘仁六(八一五年)年に成立した『新撰姓氏録』(左京皇別の島根真人・清原真人の各条)では、「百濟親王」と称されています。ただし、生前にそのように称されていたかどうかは疑問です。

(11) 奈良国立文化財研究所編『竜田御坊山古墳 付平野塚穴山古墳』(奈良県史跡名勝天然記念物調査報告三三冊、一九七七年、猪熊兼勝氏執筆)。(堺女子短期大学学長・文学博士)